

令和7年山口県柔道選手権大会（男女）

（兼）

令和7年全日本柔道選手権大会山口県予選会

令和7年全日本女子柔道選手権大会山口県予選会

実施要項

- 1 期 日 令和7年2月2日（日）（受付開始：8時30分 開会：9時30分）
- 2 場 所 維新大晃アリーナ武道館
（山口市維新公園4丁目1-1 電話：083-922-2754）
- 3 主 催 一般社団法人山口県柔道協会
- 4 主 管 山口市柔道協会
- 5 参加資格（1）日本国籍を有し、一般社団法人山口県柔道協会より公益財団法人全日本柔道連盟に登録していること。
（2）山口県内において居住、勤務、在学の実体の伴ういずれかの条件を満たしていること。
（3）上記（1）（2）に関わらず、山口県外の者にあつては、4月の全日本柔道選手権大会等開催時点で、卒業・勤務等により現住所、勤務する会社、通学する学校の所在地が、山口県内に変更になる場合には、出場できる。（公益財団法人全日本柔道連盟に登録していること。）
（4）女子については、令和7年4月20日現在において中学2年生以上であること。
（5）4位以内に入賞した場合、令和7年3月2日、山口県維新百年記念公園 維新大晃アリーナ武道館で開催の、中国地区柔道選手権大会(兼)全日本柔道選手権大会中国地区予選会・全日本女子柔道選手権大会中国地区予選会に出場すること。
- 6 参 加 料（1）一人2,000円
（2）参加料は、大会当日受付時に納入のこと。
- 7 試合方法等（1）試合は国際柔道連盟試合審判規定で行い、試合時間は男子、女子とも4分間とする。
（2）勝敗の判定基準は「一本」「技有」とする。技による得点差がない場合は、延長戦（ゴールデンスコア）により、勝敗を決する。
（3）立ち姿勢において、相手と組んだ状態で攻撃・防御のために、相手の帯から下を掴む（触れる）ことは反則（指導）とはしない。但し、相手と組んでいない状況で直接相手の帯から下へ攻撃を行うことは反則（指導）とする。
（4）トーナメント戦で行う。（敗者復活戦は行わない。）
（5）その他については監督・審判会議で決定する。

- 8 表彰等 (1) 第1位を山口県柔道選手権保持者として表彰する。
(2) 男子・女子とも第1位から第4位までの入賞者に賞状を授与する。
(3) 男子・女子とも成績上位者4名を令和7年3月2日、山口県維新百年記念公園 維新大晃アリーナ武道館で開催の、中国地区柔道選手権大会(兼)全日本柔道選手権大会中国地区予選会・全日本女子柔道選手権大会中国地区予選会に山口県代表として出場する資格を与える。

- 9 推薦選手 前年の全日本柔道選手権大会または全日本女子柔道選手権大会に出場し相当の成績を修めた者の参加申込みがあった場合は、主催者は、令和7年3月2日、山口県維新百年記念公園 維新大晃アリーナ武道館で開催の、中国地区柔道選手権大会(兼)全日本柔道選手権大会中国地区予選会・全日本女子柔道選手権大会中国地区予選会の山口県代表選手として推薦し、出場資格を与えることができる。推薦を行った場合には、この者は山口県予選会に出場することなく出場資格を得る。また、推薦選手がある場合は、本要項の「8 表彰等」の(3)の「成績上位者4名」については、「推薦選手と成績上位者の合計4名」と読み替えるものとする。

10 監督 中国地区予選会の監督は、大会終了後協議して決定する。

- 11 参加申込 (1) 所定の申込書により電子メールにより申し込むこと。
(2) 申込締切 令和7年1月10日(金) 必着のこと。
(3) 申込み先

一般社団法人山口県柔道協会 事務局

電子メールアドレス： yjk@c-able.ne.jp

〒753-0871 山口市朝田581-2

12 組合せ 1月下旬、一般社団法人山口県柔道協会が決定する。

- 13 その他 (1) 傷害保険について
万一の事故の発生に備え、各自、傷害保険に加入するなどして万全の事故対策を講じておくこと。
(2) 遵守事項
別添の令和7年大会資料の資料1、2を遵守すること。
(3) 個人情報について
申込み用紙に記載されている事項(氏名・段位等)は、大会プログラムに記載されます。また、大会における写真等が新聞・雑誌

・ホームページ等に掲載されることを了承されたものとして扱わせて頂きます。

(4) 大会に関する問合せ 一般社団法人山口県柔道協会事務局
電話 083-924-9510

令和7年大会資料

1 皮膚真菌症について

皮膚真菌症（トングランス感染症）については、発症の有無を各所属の責任において必ず確認すること。感染が疑わしい、もしくは感染が判明した選手については、迅速に医療機関において、的確な治療を行うこと。もし、選手に皮膚真菌症の感染が発覚した場合は、大会への出場ができない場合もある。

2 脳震盪対応について

脳震盪対応については選手及び指導者は下記事項を遵守すること。

- (1) 大会前1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。
- (2) 大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。(なお、至急、専門医（脳神経外科）の精査を受けること。)
- (3) 練習の再開に関しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。
- (4) 当該選手の指導者は大会事務局に対し、書面により事故報告書を提出すること。